

◎新潟県告示第781号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月8日

新潟県知事 花 角 英 世

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度（令和7年9月1日から令和8年8月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県べにずわいがに漁業	6,254トンの内数